

令和3年第14回

美幌町農業委員会総会議事録

令和3年5月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和3年5月25日(火) 午後1時30分から午後1時50分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君
3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君
5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君
7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君
9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君
11番	重 清 幸 良 君	振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君
13番	石 田 力 司 君	職務代理	14番	日 並 洋 君
15番	中 村 寿 恵 子 君		17番	田 村 秀 司 君
18番	木 村 勝 彦 君		19番	鎌 仲 照 幸 君
会 長	20番	千 葉 正 美 君		

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	田 中 三智雄 君	主査	矢 野 豊 君
主事補	加 賀 屋 敦 君	主事補	仲 紅 美 君
臨時筆生	寺 田 裕 子 君		

議事日程

令和3年第14回 美幌町農業委員会総会
令和3年5月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|---------|--------|---|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第26号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 6 | 報告第27号 | 地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について |
| 日 程 第 7 | 議案第58号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |
| 日 程 第 8 | 議案第59号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 9 | 議案第60号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第10 | 議案第61号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和3年第14回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号9番 中川委員、同じく議席番号10番 小林委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と仲主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号16番 佃委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第26号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページの3法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。以上よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、報告第26号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、報告第27号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。
事 務 局	<p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案4ページをご覧ください。</p> <p>申請人の1人目は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、登記地目は牧場で、面積合計は〇〇㎡、変更後の地目は雑種地でございます。現地確認については4月18日に小泉委員、重清委員、齋藤委員で確認を行っております。</p> <p>続きまして申請人の2人目は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については4月19日に日並一三委員、木村委員、安藤委員で確認を行っております。2件ともに議案5ページ及び6ページにありますとおり、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として4月20日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	異議なしと認め、報告第27号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第7、議案第58号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。
事 務 局	<p>昨年の5月総会におきましても本件について決議いたしました。各市町村の農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を年1回以上実施しなければなりませんので本年につきましても決議致します。決議内容について議案7ページを朗読致します。</p> <p>私たち農業委員は農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り、適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修等を実施すること。令和3年5月25日 美幌町農業委員会</p> <p>ご説明は以上でございます。</p>
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、議案第58号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は決議することに決定を致します。

議 長	<p>日程第8、議案第59号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号29号。</p>
事 務 局	<p>内容番号29号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を賃貸人が他者に賃貸するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成30年5月27日から令和5年5月26日までの5年間、合意解約年月日は令和3年5月11日、土地引渡日は令和3年5月11日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号29号は適当と認めます。 内容番号30号。</p>
議 長	<p>内容番号30号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案9ページをご覧ください。契約期間は平成30年3月26日から令和5年3月25日までの5年間、合意解約年月日は令和3年4月16日、土地引渡日は令和3年4月16日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号30号は適当と認めます。 議案第59号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号103号から104号は関連がございますので一括上程致します。</p>
事 務 局	<p>内容番号103号から104号につきまして一括ご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん他〇〇名、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年5月26日から令和6年5月31日までの3年間で、利用調整日は令和3年4月7日でございます。</p> <p>内容番号103号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号104号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細については議案12ページをご覧ください。</p>

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号103号と104号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品と玉ねぎを。〇〇さんは家族4人で畑作三品と玉ねぎと人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、内容番号103号から104号は適当と認めます。
内容番号105号。

議 長

内容番号105号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧頂きます。本件は先の議案第59号 内容番号29号で合意解約した農地で新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年5月26日から令和8年5月31日までの5年間、利用調整日は令和3年5月17日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号105号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが借り受けしていた農地でしたが、規模縮小により合意解約したため、〇〇さんからの申し出により、あっせんを行った結果、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、甜菜、豆類、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号105号は適当と認めます。

議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第10、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号37号。

事 務 局

内容番号37号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧頂きます。本件は個人から法人への賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から1年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料6ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを

満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

6 番 内容番号37号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は今年作をもって離農予定の〇〇さんの一部の農地を〇〇が賃貸で借りるものです。〇〇は〇〇農事組合の構成員が共同で立ち上げた法人であり、借り受けた農地で馬鈴薯を作付けする予定です。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月1日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号37号は適当と認めます。
内容番号38号。

事 務 局 内容番号38号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧頂きます。本件は先の議案第59号 内容番号29号で合意解約した農地で、売買案件でございます。

譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧頂きます。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料8ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号38号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇が借り受けしていた農地について合意解約したため、今回、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月11日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号38号は適当と認めます。
議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長 以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第14回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長 ご苦労様でした。

閉会 午後1時50分